

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷 口 芳 紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「100分の10.49」を「100分の10.28」に改める。

第9条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「51,371円」を「50,147円」に改める。

第12条中「64万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条、第9条及び第12条の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。